

愛知県教員の資質向上に関する指標策定等協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化し、教員の計画的・効果的な資質の向上を図るとともに、教員の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等と共通認識を持つため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項に基づき、愛知県教員の資質向上に関する指標策定等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質に関する指標の策定に関すること。
- (2) (1)の指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項に関すること。
- (3) 教員の的確な人事管理のあり方に関すること。
- (4) 県教育委員会と市町村教育委員会等との連携のあり方に関すること。
- (5) 不祥事防止のための方策に関すること。
- (6) その他教員の資質向上に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員により構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、愛知県教育委員会教育長が招集する。ただし、委員は必要に応じて教育長に対し、協議会の招集を求めることができる。

- 2 協議会に座長を置くものとし、次長兼管理部長がこれを務める。
- 3 協議会は、委員にやむを得ない理由があるときは、当該委員の代理の者の出席を認めることができる。
- 4 協議会には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(他の会議との連携)

第5条 協議会は、「愛知県教職員表彰選考会議」及び「指導が不適切な教員の認定に係る判定会議」と連携し、教職員表彰及び指導改善研修の適正な実施に資するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、別表2に掲げる関係所属により構成し、愛知県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）は、事務局を構成する関係所属を総括し、協議会の庶務を処理する。

(部会)

第7条 協議会に、第2条の協議事項について調査及び検討させるため、部会を設置する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、協議会において非公開としたときは、この限りではない。

2 協議会の傍聴については、「愛知県教育委員会会議傍聴規則（平成10年教育委員会規則第8号）」を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月11日から施行する。
- 2 本要綱の施行により、愛知県教員資質向上会議設置要綱（平成17年5月1日施行）は効力を失うものとする。

別表 1

協議会委員

区 分	委 員	備 考
任命権者	愛知県教育委員会 次長兼管理部長	座長
	愛知県教育委員会 学習教育部長	
大学関係者	愛知教育大学	
	愛知県立大学	
	名古屋大学	
	愛知淑徳大学	
	中京大学	
	名古屋女子大学	
教育長	岡崎市教育委員会教育長	
	津島市教育委員会教育長	
	幸田町教育委員会教育長	
校長	蒲郡市立塩津小学校長	
	春日井市立東部中学校長	
	千種高等学校長	
	豊田高等特別支援学校長	
P T A関係者	愛知県小中学校 P T A連絡協議会	
	愛知県公立高等学校 P T A連合会	

別表 2

事務局を構成する関係所属

愛知県教育委員会事務局	所 属
管理部	教育企画課
	教職員課
学習教育部	高等学校教育課
	義務教育課
	特別支援教育課
	保健体育スポーツ課
	保健体育スポーツ課健康学習室
地方機関	東三河教育事務所
	総合教育センター